

郵送請求について

住民票等の広域交付

住民票及び戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本は、お近くの市区町村の窓口で取得できますのでご利用ください。

■注意事項

- ・住民票に本籍・筆頭者は記載できません。
- ・戸籍（除籍・改製原戸籍）抄本、戸籍の附票、その他の戸籍証明等は交付できません。
- ・代理人による申請は受付できませんので、必要とされる本人が窓口へお越しください。

戸籍・住民票等を郵送請求される場合は下記のとおり手続きをお願いします。

戸籍・除籍・身分証明書等の請求について

■次の書類を役場住民生活課まで郵送してください。

○申請書

次の事項を記載してください。（郵送請求様式、他市町村書式でも可能です）

- ・請求する戸籍の本籍地
- ・請求する戸籍の筆頭者（できれば生年月日も記入してください）
- ・通数（謄本が何通、誰の抄本が何通、身分証明書が何通、誰の出生から現在までを各何通等）
- ・使用目的
- ・使う方（請求者）の住所・氏名
- ・日中連絡の取れる電話番号

○手数料

- ・郵便局で必要な分の定額小為替を購入して同封してください。
- ・各手数料については下記の手数料表でご確認ください。

戸籍謄本・戸籍抄本	450円
除籍謄本・除籍抄本	750円
改製原戸籍謄本・改製原戸籍抄本	750円
戸籍の附票全部	300円
戸籍の附票一部	300円
身分証明書	300円

（※1通あたり）

○返信用封筒

- ・ 住民登録地・氏名記載の上、切手を貼り同封してください。

○本人確認書類

- ・ 請求者の本人確認書類（運転免許証等）のコピーを同封してください。
なお、本人確認書類は現住所が記載されているものに限りです。

■請求できる方

- ・ 本人
- ・ 直系尊属（父母、祖父母など）
- ・ 配偶者
- ・ 直系卑属（子、孫など）
- ・ 同じ戸籍に記載されている方
- ・ 戸籍法で想定する第三者

■注意事項

- ・ 筆頭者とは戸籍の先頭に書かれている人で、除籍（死亡等）になっていても変わりません。
- ・ 身分証明書は本人請求の場合のみ交付可能です。
- ・ 戸籍の該当者と請求者の関係が確認できない場合、関係書類（必要な戸籍の構成員と請求者が一緒に掲載されている戸籍の写し等）が必要となります

■その他

- ・ 配達時間等によりお手元に届くまでに1週間ほどお時間が掛かる場合がございますので、お急ぎの場合は速達にてお送りください。
- ・ 送付先については申請者の住民登録地に限りです。

住民票の請求について

- 次の書類を役場住民生活課まで郵送してください。

○申請書

次の事項を記載してください。（郵送請求様式、他市町村書式でも可能です）

- ・ 請求する住民票の住所・氏名（できれば生年月日も記入してください）
- ・ 通数（何が何通必要か、世帯全部・一部または除票か）
- ・ 本籍を記載するか、しないか
- ・ 続柄を記載するか、しないか
- ・ マイナンバーを記載するか、しないか

※マイナンバーが記載された書類を郵送する場合は、特定個人情報保護のため特定記録郵便にする必要があります。特定記録郵便代210円を含んだ切手をご用意ください。

- ・世帯一部または除票の場合、誰のものが必要か
- ・使う方（請求者）の住所・氏名
- ・日中連絡の取れる電話番号

○手数料

- ・郵便局で必要な分の定額小為替を購入して同封してください。
- ・各手数料については下記の手数料表でご確認ください。

住民票謄本（世帯全員）	300円
住民票抄本（世帯の一部）	300円
住民除票	300円

（※1通あたり）

○返信用封筒

- ・住所・氏名記載の上、切手を貼り同封してください。
- ※マイナンバーが記載された住民票を取得されたい場合は、特定記録郵便代 210 円を含んだ切手もあわせてご用意ください。

○本人確認書類

- ・請求者の本人確認書類（運転免許証等）のコピーを同封してください。

■請求できる方

- ・本人
- ・同一世帯員

■その他

- ・配達時間等によりお手元に届くまでに1週間ほどお時間が掛かる場合がございますので、お急ぎの場合は速達にてお送りください。

■郵送請求時の本人確認について

郵送で戸籍、住民票の写し等をご請求される場合は、お手続きをされる方の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のコピーを同封してください。（戸籍証明をご請求される場合は、現住所が記載されているものに限ります。）

なお、本人確認書類が同封されていない場合は、請求をお受けできませんのでご注意ください。

■送付先

〒930-0295

富山県中新川郡舟橋村佛生寺55番地

舟橋村役場 住民生活課戸籍・住民票担当

戸籍謄抄本等交付請求書(郵送請求)

舟橋村長 殿

令和 年 月 日

あなた(請求者)について (※本人を確認する書類の添付が必要です。例:運転免許証の写しなど)

住所			日中連絡の取れる電話番号 (必ずご記入下さい。) 自宅・携帯・その他 () TEL ()
氏名	明・大 昭・平	年 月 日生	必要な 方との 続柄 本人・夫・妻・子・父・母・兄・ 弟・姉・妹・その他 ()

必要なものについて (○「住民票」請求の場合は住所・世帯主をご記入下さい。)

※本籍 (○住所)	富山県中新川郡舟橋村		※筆頭者 (○世帯主)	氏名 生年月日 年 月 日	
何が 必要 ですか?	戸籍謄本	通	戸籍抄本	必要な方の氏名 ()	通
	除籍謄本	通	除籍抄本	必要な方の氏名 ()	通
	(改製原戸籍謄本) 原戸籍謄本	通	(改製原戸籍抄本) 原戸籍抄本	必要な方の氏名 ()	通
	※附票の全部	通	※附票の一部	必要な方の氏名 ()	通
	※住民票謄本 (世帯全員のもの)	通	※住民票抄本 (一人分)	必要な方の氏名 ()	通
			※住民票除票	必要な方の氏名 ()	通
			※身分証明書	必要な方の氏名 ()	通

○住民票を申請される方は、本籍および続柄を記載するかしないかを以下から選択して下さい。

本籍記載	する・しない	続柄記載	する・しない
外国人項目	全て記載・記載しない	通称の管理	する・しない
※外国人項目で個別に記載したい内容がある場合は以下にチェックをお願いします。			
<input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 法第30条の45に規定する区分 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号			
<input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間の満了の日・在留期間等			

※筆頭者とは戸籍の先頭に記載されている方で、除籍(死亡等)であっても変わりません。
※附票を請求される場合、どこの住所の記載が必要か必ず以下の使用目的欄にご記入下さい。
※身分証明書は本人請求の場合のみ交付可能です。

使用目的について

具体的にご記入下さい。

※『郵送請求についての手続き説明』は次ページをご覧ください。

郵送請求についての手続き説明

1.の『交付請求書』の用紙は前ページです。

1. 郵送請求の用紙（**交付請求書**）にご記入下さい。
2. 請求者本人を確認する書類（**運転免許証の写しなど**）
3. 手数料は郵便局で**定額小為替**をご購入下さい。
4. **返信用封筒**に送付先を書き、切手を貼って同封。

これらを封筒に入れて
お送り下さい。

（請求枚数が複数になる場合は、あらかじめ切手を余分に同封下さい。余った切手は返却いたします。）

5. 必要な戸籍と請求者本人のつながりを示す書類（必要な戸籍の構成員と請求者が一緒に掲載されている戸籍の写し等）を添付していただく場合があります。

※ 郵送請求は届き次第処理します。発送は郵便事情により遅れる場合があります。ご考慮下さい。

なお、『定額小為替』は購入してから6ヶ月以内のものをお願いします。

返信用封筒に入れてお送りしますが、**送付先は「住民登録をしている現住所」となりますので、**

『本人確認書類』については、**「現住所」が記載されているもの**をお願いします。

また、添付していただいた**『本人確認書類』の住所と返信用封筒の送付先が相違している場合、**
「現住所」が確認できる書類をさらに添付していただく場合もありますので、ご了解願います。

本人を確認する書類について（現住所の記載のあるもの）

上記2.の書類は下記のとおりです。

本人確認書類（1号書類）

●運転免許証●個人番号カード●船員手帳●海技免状●小型船舶操縦免許証●猟銃・空気銃所持許可証●戦傷病者手帳●宅地建物取引主任者証●電気工事士免状●無線従事者免許証●認定電気工事従事者認定証●特殊電気工事資格者認定証●耐空検査員の証●航空従事者技能証明書●運航管理者技能検定合格証明書●動力車操縦者運転免許証●教習資格認定証●警備業法第23条第4項に規定する合格証明書●身体障害者手帳●療育手帳●在留カード●旅券●特別永住者証明書●写真付き公務員の身分証

本人確認書類（2号書類）・・上記「1号書類」が無い場合

●資格確認書●介護保険被保険者証●学生証●共済組合員証●国民年金手帳●国民年金証書●厚生年金保険年金証書●船員保険年金証書●共済年金証書●恩給証書●押印した印鑑に係る印鑑登録証明書●省令第11条の2第1号に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類●生活保護受給者証●納税証明書又は非課税証明書（発行後1年以内のものに限る。）●母子手帳 等

各種手数料（1通あたり）

戸籍謄本・戸籍抄本	450円	戸籍の附票一部	300円	住民票抄本（一人分）	300円
除籍謄本・除籍抄本	750円	戸籍の附票全部	300円	住民票謄本（世帯全員）	300円
改製原戸籍謄本・抄本	750円	身分証明書	300円	住民除票	300円

郵送請求を受付するところ

〒930-0295

富山県中新川郡舟橋村佛生寺55番地

舟橋村役場 住民生活課戸籍・住民票担当

TEL 076-464-1142